

# 国立大学法人群馬大学における施設の管理運営に関する規則

平成25.10.16 制定

改正 平成26. 4. 1 平成28. 4. 1  
平成29. 5. 1 平成29.12. 1  
平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1  
令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の教育研究活動の活性化を促すとともに、教育研究を行う上でふさわしい施設環境を確保するため、施設の維持保全・運用に関し必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「施設の管理運営」とは、施設をその設置目的にあった良好な状態に継続的に保つため次に掲げる維持保全及び運用管理の活動をいう。

ア 「維持保全」とは、施設を効率的・経済的に維持する業務で、施設・設備の運転、点検、整備、省エネルギー、防災、清掃、環境衛生、健全度調査、修繕、改修等を計画し実施することをいう。

イ 「運用管理」とは、施設を安全・快適かつ効率的に活用するために、スペース管理、安全管理、環境管理等を計画し実施することをいう。

(2) 「共用研究スペース」とは、全学的見地に立った使用を前提として確保すべき共通のスペースをいう。

(3) 「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1-3に規定する医学部附属病院並びに国立大学法人群馬大学組織規則第15条に規定する事務局（監査室を含む。）をいう。

(4) 「学部長等」とは、前号の学部等の長をいう。

## (管理運営等の方針)

第3条 学長は、施設の管理運営のための方針を定め、適切な管理運営を推進する。

## (管理運営の目標及び行動計画)

第4条 学長は、施設の適切な管理運営の実現のため、次の各号の目標及び行動計画を定める。

(1) 施設の品質・機能の確保及び維持に関する目標及び行動計画

(2) 施設の利用の需要に合わせたスペース確保に関する目標及び行動計画

(3) 施設の利用・運用方法に関する目標及び行動計画

(4) 施設の継続的な維持管理に必要な財源の確保及び費用対効果の向上に関する目標及び行動計画

## (施設利用の原則)

第5条 施設は、特定の学部等又は教職員の専有財産ではなく、本学全体の共有財産であるものとする。

2 施設の利用は、教育研究等を行う際に、期間を定めて教職員に貸与されることによ

り行われるものとする。

3 当該施設を利用する教職員は、施設の利用に当たり、原則として所要の経費を負担するものとする。

(共用研究スペースの指定)

第6条 学長は、施設の全学的な利用を推進するため共用研究スペースを定め、その施設名称、位置等を指定するものとする。

(施設管理責任者)

第7条 施設の管理運営の目標を達成するため、各施設に施設管理責任者を置く。

2 施設管理責任者は、学部長等をもって充てる。

3 施設管理責任者は、所管する施設を期間を定めて利用者に貸与することができる。ただし、共用研究スペースについては、別に定める。

4 施設管理責任者は、各施設の利用資格、施設の区分、利用の方法、利用期間、施設の光熱水料の負担等施設の管理運営に関して必要な事項を定め、学長に報告しなければならない。

5 施設管理責任者は、施設を利用する者（以下「施設利用者」という。）が施設の利用に際し第9条の規定に著しく反するときは、施設利用者に対し施設利用を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(施設利用責任者)

第8条 施設管理責任者は、施設利用計画の作成並びに施設の有効利用及び良好な施設環境の維持のために、施設利用責任者を指名する。

(施設利用者の責務)

第9条 施設利用者は、利用する施設が本学の共有財産であることを認識し、施設環境を常に良好に保つとともに、施設の有効利用に努めなければならない。

2 施設利用者は、故意又は重大な過失により施設及び備品に損傷を与えたときは、これらを原状に回復させなければならない。

(施設の点検・評価)

第10条 国立大学法人群馬大学施設・環境推進室（以下「推進室」という。）は、施設の管理運営に関して必要な事項を点検・評価する。

(施設の改善)

第11条 推進室は、前条の施設の点検・評価の結果を踏まえて、施設の改善計画を立案し、学長に報告するものとし、学長は、施設の管理運営に不都合があるときは、施設管理責任者に対し改善通知を出すものとする。

2 施設管理責任者は、前項の改善通知があった場合には、速やかに改善を行わなければならない。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成25年10月16日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学における施設の管理運営に関する規程（平成16年6月23日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。